

大綱主要項目		健全な財政運営				
具体的な項目		歳入の確保				
実施計画項目		使用料・手数料の見直し				
担当課		総務課・財政課		関係課	財政課、税務課、納税課、市民課、くらし安全課、環境課、健康増進課、こども家庭課、保育課、商工観光課、農政課、生産調整推進室、農業委員会、建設課、都市計画課、下水道課、水道課、生涯学習課、文化課、スポーツ振興課、科学教育センター	
No. VI-2-(1)		令和 3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	—	—	○	—	—
	効果又は 数値目標			見直しの実施	継続検討指示 案件の見直し	スポーツ施設 使用料の検討
進捗状況	実績	—	—	A	A	A
	効果又は 数値実績		調査票の見直し 各課へ調査票の 提出を依頼	総務課及び財 政課による内 容審査の実施	総務課及び財 政課による内 容審査の実施	総務課及び財 政課による内 容審査の実施
現状と課題						
使用料・手数料については、受益者負担の公平性の観点や、社会経済情勢の変化などにより適宜見直しを行う必要がある。 直近では平成30年度に通常の見直しを実施し、また令和元年には同年10月の消費増税に合わせて随時での見直しを行った。 県内14市を比較して、本市の市民一人当たりの使用料・手数料の令和3年度実績は、下から4番目であり、施設数の違いなどの理由もあるが歳入の確保としては低い位置にある。						
課題解決に向けた方策						
・本市においては、5年に一度使用料・手数料の見直しを行う。見直しにあたっては算出根拠を明確化し、県内他市との整合性を図りつつ社会経済情勢に適合した料金設定となるよう見直しを行っていく。 ・他市では徴収しているが真岡市では徴収していない使用料・手数料についても、徴収の可否を協議するとともに、県内他市との相違点（料金設定や徴収項目など）の情報収集が必要であり、本市の現状との比較検討を実施する。						
具体的な取組内容						
【令和7年度】						
各スポーツ施設への施設予約システム導入に伴い、スポーツ施設の使用料の改定を平成元年以来37年ぶりに行った。対象施設は、真岡ハイトラ運動公園をはじめとする各運動場などの屋外運動施設と真岡トクシン総合体育館などの屋内運動施設で、貸出し区分を、これまでの午前・午後・夜間の3区分から、1時間単位に細分化することにより、利便性の向上を図った。9月定例会において関係条例の改正に関する議案を提出し議決を得る。						
総括（推進期間全体における成果等）						
5年に一度使用料・手数料の見直しを行っており、見直しにあたっては算出根拠を明確化し、県内他市との整合性を図りつつ社会経済情勢に適合した料金設定となるよう見直しを行ってきた。						
今後の取組方針等						
使用料・手数料については、5年に一度のサイクルで見直しを行ってきたが、前回見直し時からの社会経済情勢の変化を受け、その変化に沿った対応が必要と考える。時代の流れにそぐわないものや類似施設で金額に統一性がないものについては適宜見直しに向けた検討を行うべきと考える。						